大分市報

昭和24年5月23日第三種郵便物認可　毎月1日・15日発行　昭和39年11月1日　第440号

大分市報

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
辛島公一郎

文化の日

被表彰者決まる
功労者十四名の功績をたたえる

十一月三日は文化の日、この日は全国各地で文化功労者の表彰式など、多彩な記念行事が行われます。大分市ではこの日に教育、自治、社会福祉などの部門で、大分市に尽くされた十四人の方を表彰しその功績をたたえることになりました。

市では去る十月十五日市役所で文化の日表彰審議会を開き、各地区から推薦された方について審議し、大分市に大きな貢献を残された次の十四名を表彰することを決めたものです。

【被表彰者】

△大分地区
岩田キクさん（88才　教育）
玉井　恒夫氏（70才　自治）
進藤　一郎氏（66才　自治）
沢井シツさん（64才　社会）
中西ナヲさん（61才　善行）
池本　信明氏（60才　教育）
幸野　伝氏（56才　自治）
中西　清一氏（30才　善行）

△鶴崎地区
吉峰　龍哲氏（69才　社会）
安東　伊作氏（56才　自治）

△大南地区
橋本和子さん（57才　教育）

△稙田地区
伊達　義徳氏（66才　教育）

△坂ノ市地区
安達　左京氏（65才　自治）

△大在地区
姫野　栄氏（63才　自治）

岩田キクさん

玉井恒夫氏

進藤一郎氏

吉峰龍哲氏

中西清一氏

幸野　伝氏

池本信明氏

中西ナヲさん

沢井シツさん

姫野　栄氏

安達左京氏

伊達義徳氏

橋本和子さん

安東伊作氏

名前がのっていますか
選挙人名簿を縦覧
異議の申出19日まで

△選挙人名簿にあなたの名前はのっていますか

選挙のときに投票できるのは選挙人名簿に名前がのっているからです。たとえ大分市に何十年住んでいても、選挙人名簿にのっていなければ絶対に投票できません。

本年も九月十五日現在で、新しく基本選挙人名簿と海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を作成しましたので、次の方法で縦覧と回覧をします。あなたの名前がのっているかどうか、たしかめて下さい。

△選挙人名簿にのる資格の人

(イ) 基本選挙人名簿
昭和十九年十二月二十一日までに生れた日本人で、今年の九月十五日現在で、この日まで引き続いて三カ月以上（即ち六月十五日以前から）大分市に住所を有する人。

(ロ) 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿
昭和十九年十二月二十一日までに生れた人で、一年に九十日以上漁船を使用する漁業を営み、または漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕、もしくは養殖に従事する人で、大分市に住所を有する人。

△縦覧の方法

●期間　十一月五日から十一月十九日まで、時間は十時、日曜日は午後五時まで。

●場所　市役所正面玄関及び各支所。ただし各支所において一部宛の閲覧します。

土曜の午後と日曜日は市役所と各支所の宿直室。

△回覧の方法

●基本選挙人名簿の写
(イ) 期間は十一月一日から五日まで。
(ロ) 自治委員、自治会長、区長、隣組長さんを通じて回覧しますので、隣組に加入していない世帯や、名簿にのっていない世帯にも洩れなく回覧して下さい。
(ハ) 名簿写の表紙に記載してある注意事項をよくお読み下さい。
(ニ) 紛失したり、汚損したりしないよう取扱いに注意して早急に回覧して下さい。

●海区漁業調整委員会委員選挙人名簿
(イ) 期間は十一月一日から五日まで。
(ロ) 各漁業協同組合を経て回覧します。

△選挙人名簿の異議申出
基本選挙人名簿、海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を縦覧または閲覧して、名簿にのる資格があるのにもれている人や、名簿について異議のある人は、次の期日までに文書で申出をして下さい。

●申出のできる事項
(イ) 名前がのる資格があって洩れている場合。
(ロ) 住所、氏名、生年月日等記載事項が間違っている場合。
(ハ) 名前がのる資格のない人がのっている場合。

●異議申出の期間および場所
十一月五日から十一月十九日までに、選挙管理委員会事務局か支所に文書で申出をして下さい。

●異議申出の方法
異議申出用紙は、選挙管理委員会事務局か支所及び自治委員、自治会長、区長さんの所に用意してあります（海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の異議申出用紙は、選挙管理事務局か支所のみ）のでこの用紙に記入して、選挙管理委員会事務局か支所に直接提出して下さい。

なお、本年六月十六日以降、大分市に住所を定められた人は、この基本選挙人名簿に登載されておりません。従って、これらの人は選挙の直前、補充選挙人名簿を調整しますので、その際登録申請をして下さい。

買上げます
特別給付金国庫債券
貸付けます

戦没者等の妻に対して交付された債券についてはさきにこの債券を担保に貸付制度が設けられ、近かく第二回目の貸付をすることになりました。それと同時に今回新たに債券の買上制度も制定されましたので貸付ならびに買上ご希望の方はつぎによりお申し込み下さい。

なお本年度分貸付はこれが最後です。

◎債券買上げ
1 対象者
①生活保護法第十一条の規定により保護を受けている方
②①の保護は受けていないが保護を要する状態に陥るおそれがある方

◎債券担保の貸付け
1 対象者
①事業資金を必要とする方

◎申込方法
買上、貸付両制度とも十一月十日までに市役所社会課、支所民生課にお申し込み下さい。

◎買上げ、貸付金額
1 買上価格一十万円
2 貸付金額一十万円以内
詳細については社会課または支所民生課にお問合せ下さい。

交通法規の講習会

大分警察署では九月一日から道路交通法の一部が改正されたので市内各校区別に自動車等運転者のための法令講習会を開きます。免許証を持参の上、もれなく近くの場所で講習を受けて下さい。

日程表

月日	時間	場所
	午後	荷揚町
11.16	6時～8時	小学校
〃	〃 7.30～9.30	小
11.18	6.00～8.00	小
〃	〃 7.30～9.30	小
11.24	6.00～8.00	小
〃	〃 7.30～9.30	小
11.25	7.30～9.30	中
11.27	6.00～8.00	小

婦人交通指導員を募集

交通安全協会大分支部では、婦人交通指導員二名を募集しています。応募希望者は十一月一日から十五日までに大分警察署交通課に申込んで下さい。（用紙は同課に用意）

△受験資格
一、大分市内または三十分程度で通勤可能な高卒程度の女子、満二十才未満の未婚者に限る。
二、身長一メートル五十五以上。聞き視力一・〇以上で弁色力正常の身体強健な方。
その他、くわしことは大分警察署窓口にお問い合せ下さい。

造林事業の申告予定
11月15日まで

昭和三十九年度下半期（来年一月から四月までに）十アール（一反歩）以上の造林を計画されている方は、造林事務検査の上、補助金が交付されることになっています。

この補助金を受けるためには、大分県造林事業補助金交付規則によって県知事に造林事業予定申告をしなければなりません。

該当者は来る十一月十五日までに市耕地林業課内森林組合または関係の農協に申告して、同時に苗木の申込みをして下さい。なお防風用、生垣用、その他庭園用の苗木も受け付けます。

靖国神社参拝団員を募集

十月一日号の市報に掲載しました大分県遺族会主催の靖国神社参拝団は申込みがまだ定数に達していないのでご希望の方は早目に市社会課または支所民生課にお申し込み下さい。

11月は所得税二期分の納期

十一月は申告所得税第二期分の納期です。十一月末日の納期限までには忘れずに納税してください。なお予定納税の減額申請や更正の請求の期限は十一月十五日までとなっていますので、該当する方は早目に税務署にご相談ください。

土地の立入り調査

国鉄、下関工事局では日豊本線線路増設のため十月二十日から四十年九月三十日まで日豊線沿線の土地立入り測量をしますので、ご協力願います。立入地区は次のとおり。

大道町、上野、古国府、牧、下郡、羽田、片島、津守、蔡原、日岡、高松、三川、山津、乙津、皆春、志村、角子原、北村、横田、政所、浜、竹下、城原、大野瀬、里、久原、細、黒塚、八丸、宝蔵寺、那知柳

稀書、珍書の展示会

大分本好きの会では十一月六日から八日までの三日間トキハのギャラリーで、郷土本と稀書、珍書趣味本展示会を開きます。該当の書籍を所蔵の方はぜひご出品下さい。出品希望の方は大分市上野町北の一、立川方大分本好きの会、または大分合同新聞社にご連絡下さい。

◇◇◇ 保健婦日記 ◇◇◇ ③

成人病予防と○さん

今日は成人病予防週間の初日である。いままでの国民死亡率の第一位であった結核がその座を脳卒中にゆずり、年々成人病といわれる脳卒中、心臓病、癌が増加してきている。一家の中心人物であり、社会的にも重要な地位にある人を中心に襲ってくる。しかし治療の困難な病気だけにとにかく早期発見の励行は極めて大切なことだといわれている。

今日はA部落の成人病相談日。B医師のご協力をいただいて衛生講話や血圧測定を行なった。ところが私たちの呼びかけが悪かったためか予定の半数程度しか集っていただけなかった。帰りに部落の○さんに会って「きょうはお見えになりませんでしたね」と話しかけると「いや、忙がしくてなあ！　けんどわしはまだとしより扱いされる年でもないし、それにこげえ元気じゃけん行かんでもよかろうと思うた」とのことであった。そして○さんは続けて「血圧を測って悪かったらかえって心配になるし、今は何ともないので今血圧を測ることはかえって病気をつくるようなものだ」という。もちろん体のことを余り心配するのは決してほめたことではないが、一面余り健康を過信するのも時には思わぬ結果をまねくものです。そこで○さんに「よくあんな元気な人がといわれている人が急に倒れたなどよく聞くでしょう、やはり機会があれば健康状態を調べておくことが必要ですよ…」と道々話したら○さんはようやく納得して、それでは今度は是非調べてもらいたいといっていた。そして次の相談日には近所の人をさそって一番先に行こうというところまできた。今日のA部落の結果は大体53％の方は異状なし。9％は日常生活に注意。38％は一度精密検診が必要との事である。中に5人は直ちに医師の治療が必要な状態であった。早速明日からでも訪問し相談に応じたいと思っている。

係からお願い

保健婦の仕事についてのご要望などがありましたら民生部衛生課、国民健康保険課または支所の民生課までご連絡下さい。

寄付のお礼

市社会福祉協議会では、つぎの方々からご寄付をいただきました紙上を通じ厚くお礼申し上げます

△香典返し寄付
別府市朝見区八組　豊浦又イ殿
下白木三組　平井万基殿
浜町北六組　森　ナカ殿
府内町三丁目　立川フサ殿
大字横尾　佐藤一六殿
大字鶴崎　羽田新吉殿
畑中五組　永富義夫殿
中島一丁目　千原信吉殿
大字鶴崎　内藤　武殿

△指定寄付
市内原清田欽二さんは拾得金の謝礼金としていただいた金一封をそのまま市児童施設わかば園に寄付されました。また、坂の市地区で匿名の方から福祉事業にと金一封が贈られました。

「燃えるごみ」の取り扱い

◎「燃えるごみ」の取り扱い
○ごみは必らず燃えないごみ」としてお出し下さい。
◎「燃えないごみの取り扱い
○ごみ箱（「燃えるごみ」を入れる箱）に入れないで、ぬや箱に入れるか、紙で包むなどして、まとめてお出し下さい。
○ピン、ガラス、セトモノのかけらや灰などは作業上危険ですのでよく包んでからお出し下さい。
○「燃えないごみ」はごみを收集する時に必らず收集していきますので「燃えるごみ」の中に「燃えないごみ」を入れないで下さい。
◎つぎの場合は不燃物の取り扱い
○建物の増築、改修、倒壊などから出た不燃物は收集しませんから原則として各自が責任をもって処分して下さい。なお工事施行業者に依頼するなどで各自の責任において処分するもののうち「燃えるごみ」はじん芥焼却場（南春日町）へ、「燃えないごみ」は潮尾下郡の山へ、それぞれ運搬の上、処分して下さい。

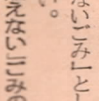

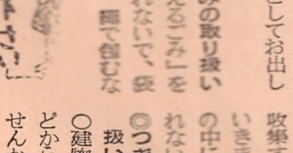

第440号　昭和24年5月23日第三種郵便物認可　大分市報　毎月1日・15日発行　昭和39年11月1日　(二)

大分市国体事務局の電話番号―電話②一九九五　庁内電話②六一一一の五五

第三回定例市議会

工場誘致関係条例案など36議案
原案通りに可決
会期を延長して慎重に審議

第三回定例市議会が十月一日から開かれ、一般会計、特別会計の補正予算案、昭和電工の工場建設に関する協定書、工場誘致のための優遇措置関係条例案など三十三議案が一括提案され、安東市長の提案理由の説明があり、三日から一般質問に入りました。

質問が集中した点は、石油化学工場誘致により発生が予想される公害問題と大分市に建設される工場に対する優遇措置の問題で、六日の総務、産業観光合同委員会でも、昭電との協定書、大分市工業開発促進条例、同市税特別措置条例の三件については結論がでず、六日午後開かれた本会議で、この三件については会期を十日間延長して更に審議を続けることとし、補正予算案など三十議案を可決しました。

委員会審議で論議の中心となった点は、市税特別措置条例に規定する固定資産税の税率の問題で、市税特別措置条例に規定する標準税率の十分の一では市の財政収入を著しく圧迫するものだという意見、収入減については国が地方交付税でみてくれるのだから、産業都市を目指して発展途上にある大分市にとって苦しいけれどもやむを得ないのではないかという意見が対立、論戦となったわけです。そして、十六日再開された本会議で委員長が報告をした委員会審議について質疑があり、そのあと採決を行ない、大分市百年の大計から見た場合やむを得ないとして賛成多数で原案どおり可決されました（別項参照）。なおこの日大分市を公明選挙都市として宣言する案が提出され満場一致で可決されました。（別項参照）

公明選挙都市を宣言
明るい市政を築くため

十月一日から開かれた第三回定例市議会で大分市を公明選挙宣言都市とすることが決議されました。

大分市は昨年三月大分、鶴崎など六市町村が合併して発足し、さらに今年一月新産業都市に指定され、近代的都市として画期的な発展が約束されています。これを進めていくためには公明選挙を前提とした明るい民主的な市政が基盤となるべきです。

新らしい住みよい産業都市を建設するためには公明選挙運動の趣旨を徹底させ、明るい選挙が行なわれなければなりません。これはひとえに市民みなさんのご理解を得てはじめてその成果を期待することができるわけです。

わが大分市の発展のため公明選挙運動にご協力下さるようお願いします。

津留区画整理事業
道路の巾員を測量

市では津留土地区画整理事業を進めるため、土地区画整理協会大分出張所に委託して十月十八日から街路の測量をしています。測量の際は土地に立入り、杭打ちなどの作業をしなければなりませんがご協力願います。調査期間は昭和四十年三月三十一日まで。

写真＝工場誘致関係条例案など可決した定例市議会

工業開発促進条例と市税特別措置条例

今定例市議会で論議の焦点となった大分市工業開発促進条例及び大分市税特別措置条例とはどんな内容を持つものだろうか

これら二つの条例は大分市の工業開発を促進するため、これまで大分地区で暫定施行されていた大分市工場設置奨励条例にかわって、市内に工場を新設、または増設したものにたいして不均一課税や奨励金の交付、便宜の供与を行うことを定めたものです。

【不均一課税】

大分市税特別措置条例第二条に定められているもので、固定資産税の税率を最初の三カ年間だけ標準税率（百分の一・四）の十分の一（百分の〇・一四）とすることです。

今年の新産業都市建設促進法第二十二条の規定の適用を受ける工場で、新産業都市区域指定の日（昭和三十九年一月三十日）以後五年以内（昭和四十四年一月二十九日まで）に、一つの工場生産設備の固定資産の総額が一億円をこえ、かつ、その設備を使用して事業を開始することにより雇用者（日日雇用する者は除く）が百人（発電所の場合は五十人）をこえるものを新設または増設した工場です。

なお、固定資産税の税率を標準税率の十分の一にすることは新産業都市建設促進法第二十二条の規定の適用を受ける工場で、新産業都市区域指定の日（昭和三十九年一月三十日）以後五年以内（昭和四十四年一月二十九日まで）に、一つの工場生産設備の固定資産の総額が一億円をこえ、かつ、その設備を使用して事業を開始することにより雇用者（日日雇用する者は除く）が百人（発電所の場合は五十人）をこえるものを新設または増設した工場です。

なお、固定資産税の税率を標準税率の十分の一にすることは目からは標準税率にもどります

【奨励金の交付】

大分市工業開発促進条例第五条に規定するもので、前記新産業都市建設促進法第二十二条の規定の適用を受けない工場であっても、この条例施行の日から五年以内に、次の要件の一つに該当する工場を建設した場合は、事業開始後、最初の三年間固定資産税額に相当する額を限度として予算の範囲内で奨励金を交付することになりました。

❶工場新設の場合　投下固定資産総額が五千万円以上、または増加する雇用者が五十人以上となる工場。

❷工場増設の場合　投下固定資産総額が三千万円以上、または増加する雇用者が三十人以上となる工場。

【便宜の供与】

大分市工業開発促進条例第六条で、市長は大分市内に建設されるこうした工場に対して、工場や住宅の建設用地や関係施設などについて援助やあっせん、その他の便宜を行うよう努めることも規定しています。

松くい虫の駆除に
防除班を組織

松くい虫の被害木は移動することが禁止され、徹底的に駆除することになっています。しかし、中十年何百年の樹令をもつ老樹銘木が被害を受け、枯死しています。

松くい虫はマツの樹皮の下に喰い入り、急激に枯死させてしまう害虫で、成虫として越冬するものが多く、被害木をそのまま放置ま

近では山林だけでなく、社寺、公園、街路樹をはじめ、庭園木や何

たは移動すると隣接木にその虫が飛散発生します。

市ではこうした松くい虫による被害を徹底的に駆除するため、松喰虫防除対策協議会を設置し、各地区に松くい虫防除班を編成しました。

松くい虫防除班は被害木を発見しだい切り倒して、動力噴霧器で直接樹皮の上から散布して松くい虫を駆除することにしています。

防除に必要な経費は国、県、市の補助金をあてることにしていますので、個人の負担はありません。もしたら市係員の適切な指示を受け早く防除して下さい。

聴覚障害者に交通安全標識を交付

職業上、通学、通勤、その他で自転車にのる身体障害者の事故防止を図るために「自転車交通安全標識」を無償交付します。県内に居住し身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者で自転車をよく利用する方は、身障手帳と印鑑を持参の上、大分福祉事務所へおいで下さい。

税の相談日も開きます
＝納税者の声をきく旬間＝

十一月一日から十日までは「納税者の声をきく旬間」です。大分税務署では次のような行事を予定して、納税者の苦情、ご意見を積極的に承ることにしています。

◎納税者の声をきく会（十一月七日午後三時、大分商工会館）国税局総務部長、大分税務署長が出席して広く納税者の声をききます。

◎移動「税の相談日」（十一月五日、鶴崎中央公民館）　大分税務署で毎月五日に行っている「税の相談日」の窓口を移動し、地方の方の便宜をはかり、とく名で受付け広く税のご相談に応じますので気軽にお出下さい。

◎高校生の作文募集（送り先は所轄税務署、十一月十六日〆切）租税に関することを三千字以内にまとめ、住所、氏名、校名を明記して提出。入選者十五名に脱時計を贈呈。

このほか一日税務署長、署内見学なども予定していますのでこの機会にどしどしご意見をお寄せ下さい。

タネモミ
優良種子にかえましょう

今年の大分県産米は二等級以上に格付されたものはわずかに五％で、全国の平均級よりも下回っています。九州各県の比較でも佐賀県の次に悪い成績です。

そこで今年の産米については今からとくに刈取り、脱穀、乾燥、調整などに注意して良い米にするように努めることが大切ですが、その米の生れがわるければ收穫作業等の注意だけでは救われませんまず、優良種子を購入して種子を更新することが大切です。来春播付けされる種もみは優良種子に更新して、收量品質ともによい米を作って農家経済の安定をはかりましょう。

大分県種子協会では県農業試験場で作られる原種と同等な純度の高い優良種子を農家のみなさんにお世話しています。希望農家は十一月十日までに近くの農協にお申し込み下さい。

花壇の草花の作り方 ⑭
チューリップ

チューリップ＝ユリ科は原産地が欧州と南部アジア地方で、球茎種として現在約百種類ほど栽培されています。秋植球根の中でも、こどもから老人までと一般家庭でチューリップほど親しまれている花はないでしょう。花壇用には新しい品種でレッドエンペラー（緋赤大輪）ホーランドグローリー（桃色大輪）などが作りやすく、またフレッシュな感覚でチューリップ栽培の良さを味わえます。

チューリップは元来比較的寒い地方の原産なので、暖い九州では毎年球根をとりかえないと退化します。球根は病斑のない健全なものを選び、11月の中旬頃までに花壇に植込みます。大抵の土地に適しますが、植込む時は日当りと排水のよい場所に15センチ四方位に深さ10センチ位の穴を掘って一球ずつていねいに植込みます。基肥は野菜畑程度に肥えていれば使わない方がむしろ安全です。追肥として2月頃発芽した時に生長を促がすためにうすい水肥を灌水代りに一度施すとなおよいようです。こうしておきますと春四月、桜の開花と同じ頃きれいに咲きそろいます。

配植はチューリップだけの花色別花壇が最も高尚ですが、球根が高価なので一般家庭では中心植えのみとして、まわりをデイジー、パンジーなどの単色花を使って植え込むと美しく広い花壇が楽しめます。

LPガスは屋外に

十一月九日から十五日まで「高圧ガス危害予防週間」です。

年々家庭用燃料として多く使用されるようになったLPガス（プロパンガス）も高圧ガスで、最近このLPガスによる事故が増加の傾向にあります。このLPガスを使用している家庭では次の事項に留意して事故防止にご協力下さい。

①現在屋内に設置されているLPガス容器は、早急に屋外に出し正しい配管で使用できるようにする。

②容器の交換のつど、ガス漏れの検査を確実にしてもらうこと。

③屋外に出す時は、直射日光を防ぎ、通風のよい場所におき、子供がふれないように覆いをする

④不備な個所や不審の点があれば販売店に連絡し、早急に点検修理をしてもらうこと。

⑤取扱いは販売店の指示したとおりにすること。

防火管理者の法令講習会

市消防本部では十一月十二日、十三日の二日間、市役所講堂で防火管理者の資格を与える法令講習会を開きます。

大ぜいの人が出入りしたり、勤務または收容できる建物には法により一定の資格を持つ防火管理者を定め、消防長に届け出なければならないことになっています。

市消防本部が行う法令講習会を受講すれば防火管理者の資格を得ることができます。受講希望者は十一月九日までに消防本部に申し込んで下さい。くわしくは消防署予防係にお問い合せ下さい。

選挙の心得 ③

前回は、新らしい議会の使命について、簡単にその大要を述べましたので、議会の重要性についてはおおよそご理解いただけたこと思います。したがって議会を構成する新らしい市議会議員の責任がいかに大きなものであるかということが、よくお分りになったことと思います。

そこで、私たち選挙民は、この大切な市議会にふさわしい立派な議員を選ぶ心がまえを持たなければなりません。

ここで議員を選ぶこと、つまり私たちに与えられた選挙権というものの考え方を少し述べてみましょう。それには少し選挙制度の沿革にも話が及ぶことになりますがこの点も併せて説明しましょう。

わが国の選挙制度の沿まりは明治二十二年で、今から七十五年前にさかのぼります。この間にいくつもの選挙制度の改正を経ておりますが、その中で最も大きな転換は昭和二十年、敗戦のさ中に断行された普通選挙です。すなわち、二十才以上なら、男も女も、納税の如何を問わず、すべての国民に平等に選挙権が与えられたことです。そして更に注目すべきことは

選挙民の心がまえ

国そのものが敗戦後、民主々義国家として全く新らしい衣替えして出発したことです。昭和二十二年五月三日施行された日本国憲法はこのことを、はっきりと明示し、主権がわれわれ国民にあることを宣言しております。

民主主義政治を解明するに、「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉がありますが

これは余りにも有名な文句であります。

つまり、わが大分市政も、大分市民のもの、すなわち、市民の世論にもとずくものであり、また、大分市民自らの手によって行なわれるべきものであり、更に大分市民のためのものでなくてはならないということになります。

ですから大切な市議会議員を選ぶ選挙は、大分市民の義務であり、これを怠ってはならないのです。

そしてさらに大分市議会の議員として本当に立派な人を選ばねばならぬ責任があります。このことをもっと端的に説明すると、この選挙に対して仮に関心がうすかったり、また、市民としての義務、責任感を怠るようなことがあるとすれば、これは地方自治の理念に反するものであって、民主的な大分市政の発展、つまり、われわれ市民の福祉の増進は期待できなくなるといわざるをえません。

大分市の人口　39.10.1現在

地区名	戸数	世帯数	人口 男	人口 女	人口 計
大分地区	28.016	32.928	67.378	734.34	140.812
鶴崎〃	5.431	6.043	14.559	15.359	29.918
大南〃	3.338	3.485	8.550	9.070	17.620
稙田〃	2.840	2.825	6.873	7.367	14.240
大在〃	1.359	1.791	3.641	4.226	7.867
坂の市〃	2.910	2.966	6.218	7.063	13.261
総計	43.894	50.038	107.219	116.519	223.738
前月比増減	+90	+127	+254	+174	+428